（還付の請求）

第百四十一条　法第百六十五条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書をその者又は被相続人が任意継続被保険者の資格を喪失したときの保険者（当該請求をしようとする者が当該資格を喪失しないものであるときは、その者の保険者）に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　還付金の払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者　還付金の払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる以外の者　還付金の払渡しを受けようとする金融機関等の名称

五　（略）

2　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（還付の請求） **第百四十一条**　法第百六十五条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書をその者又は被相続人が任意継続被保険者の資格を喪失したときの保険者（当該請求をしようとする者が当該資格を喪失しないものであるときは、その者の保険者）に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　還付金の払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者　還付金の払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨 ロ　イに掲げる以外の者　還付金の払渡しを受けようとする金融機関等の名称 五　（略） 2　（略）	（還付の請求） **第百四十一条**　法第百六十五条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書をその者又は被相続人が任意継続被保険者の資格を喪失したときの保険者（当該請求をしようとする者が当該資格を喪失しないものであるときは、その者の保険者）に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　還付金の払渡を受けようとする金融機関等の名称 五　（略） 2　（略）
（食事療養標準負担額の減額に関する特例） **第五十条**　（略） 2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。 一～八　（略） 九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨 ロ　イに掲げる者以外の者　払渡しを受けようとする金融機関等の名称 3　（略） （生活療養標準負担額の減額に関する特例） **第五十三条**　（略） 2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。 一～八　（略） 九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨 ロ　イに掲げる者以外の者　払渡しを受けようとする金融機関等の名称 3　（略）	（食事療養標準負担額の減額に関する特例） **第五十条**　（略） 2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。 一～八　（略） （新設） 3　（略） （生活療養標準負担額の減額に関する特例） **第五十三条**　（略） 2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。 一～八　（略） （新設） 3　（略）